

無人航空機 飛行マニュアル【場所特定】 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">無人航空機 飛行マニュアル (空港等周辺・150m以上・DID・夜間・目視外・30m・催し・危険物・物件投下) 場所を特定した申請について適用</p> <p>運航者名： _____</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局標準マニュアル① (令和2年12月25日版)</p>	<p style="text-align: center;">無人航空機 飛行マニュアル (空港等周辺・150m以上・DID・夜間・目視外・30m・催し・危険物・物件投下) 場所を特定した申請について適用</p> <p>運航者名： _____</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局標準マニュアル① (令和2年4月1日版)</p>	

無人航空機 飛行マニュアル【場所特定】 新旧対照表

新	旧	備考
<p>本マニュアルについて</p> <p>(略)</p> <p>目次 (略)</p> <p><u>1. ～ 2. (略)</u></p> <p><u>3. 安全を確保するために必要な体制</u></p> <p>3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。 ・風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。 ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。 ・十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。 ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。 ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。 ・補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。 ・飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員の増員等を行う。 <p>※ 3-1 に加え、飛行の形態に応じ、3-2 から 3-7 の各項目に記載される必要な体制を適切に実行すること。</p>	<p>本マニュアルについて</p> <p>(略)</p> <p>目次 (略)</p> <p><u>1. ～ 2. (略)</u></p> <p><u>3. 安全を確保するために必要な体制</u></p> <p>3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。 ・風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。 ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。 ・十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。 ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。 ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。 ・補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。 ・飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員の増員、<u>事前周知、物件管理者等との調整</u>を行う。 ・<u>公園、河川、港湾等で飛行させる場合には、管理者により飛行が禁止されている場所でないか、あらかじめ確認する。</u> <p>※ 3-1 に加え、飛行の形態に応じ、3-2 から 3-7 の各項目に記載される必要な体制を適切に実行すること。</p>	<p>備考</p> <p>◆物件管理者等との調整等に係る記述を削除する。</p>